

神戸市立保育所における

医療的ケア実施ガイドライン

令和6年4月
神戸市こども家庭局

目次

はじめに-----	1
1. 保育所で行う医療的ケア-----	2
(1) 医療的ケアとは-----	2
(2) 保育所における医療的ケアの実施-----	2
(3) 保育所における医療的ケアの提供者-----	3
2. 医療的ケア実施関係者の役割-----	4
(1) 保育所-----	4
(2) 保護者-----	5
(3) 主治医-----	5
(4) 区役所-----	5
(5) こども家庭局幼保事業課-----	5
3. 保育利用申込み-----	6
(1) 保育利用申込みの際、必要な書類-----	6
(2) 保育利用申込みの流れ（2号・3号認定子ども）-----	7
4. 医療的ケア実施体制-----	12
(1) 医療的ケア開始までに準備すること-----	12
(2) 医療的ケア児受入れ後の運用-----	14
5. リスクマネジメント-----	18
(1) 「医療的ケアに係るヒヤリハット報告書(様式11-①)、「医療的ケアに係るアクシデント報告書(様式11-②)」の作成の目的-----	18
【参考】ヒヤリハット、アクシデントについて-----	19
(2) 報告書を記載する場合-----	19
(3) 医療的ケアに係る各報告書の事象の範囲-----	20
(4) 医療的ケアに係る各報告書の記載方法-----	20
(5) 提出手順-----	20
(6) ヒヤリハットの蓄積と分析-----	21
【事故防止に取り組むための6つのポイント】-----	22
6. 感染対策-----	23

7. 保育所長と保護者、主治医、嘱託医等との連携-----	23
(1) 保護者との連携-----	23
(2) 主治医・嘱託医・その他医療機関との連携-----	25
(3) 小学校等との連携-----	26

平成 30 年 10 月 初版
令和 3 年 4 月 改訂
令和 6 年 4 月 改訂



はじめに

医療技術の進歩等を背景として、集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。

医療的ケア児が日常生活を営むためには、日常的な医療的ケアと医療機器による支援が必要であり、安心して必要な支援を受けるためには保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が緊密に連携して対応していくことが求められています。

医療的ケア児に保育所での保育を行う場合、児童への医療的ケアの安全な実施と、保育中の児童の体調変化に対する施設の全職員の見守り・気付き、迅速な対応等が必要です。

そのために、保育所においては、医療的ケアを実施するうえで留意すべき点や、児童の体調が変化したときの緊急対応等を定めたマニュアル整備、児童の障害の内容について施設の全職員が理解するための研修の開催、保護者・主治医・施設等の中で緊密な連携がとれる体制整備など、様々な準備が求められます。

また、医療的ケアや保育の内容は、児童の発達に合わせ、その支援の内容を変化させ実践していく必要があります。

本書は、保育所において医療的ケア児を保育するに当たっての基本的な考え方、医療的ケア児の保護者が教育・保育施設等の利用を申込む場合に通常の保育申し込みに加えて必要となる手続き、保育所で医療的ケアを行いながら保育を実施する場合に保護者・施設等が留意すべき点などについてまとめたものです。

医療的ケア児の保育を実施する教育・保育施設等において、職員はじめ関係者の皆様が本書を活用され、安全な医療的ケアと児童の発達に応じた教育・保育が実施されることを願っています。

最後になりましたが、本書の作成にあたって、専門的な観点からご指導いただきました神戸市療育ネットワーク会議、医療的ケア児の支援施策検討会議の委員の皆様、心より御礼申し上げます。

神戸市こども家庭局

1. 保育所で行う医療的ケア

(1) 医療的ケアとは

医行為（医療行為）は、「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為」を指し、医師法第 17 条により、医師以外の者は医行為を反復継続する意思をもって行ってはならないとされています。（看護師は、医師の指示のもと医行為の一部を実施。）

医師免許や看護師免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思を持って行うことはできませんが、平成 23 年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修（喀痰吸引等研修）を修了し、たんの吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等（以下「認定特定行為業務従事者」という。）、一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できるようになりました。この制度改正を受け、保育士等の職員についても、特定の医療的ケアについては法律に基づいて実施することが可能となり、医行為のうち、たんの吸引等の 5 つの特定行為に限り、喀痰吸引等研修（特定行為研修 3 号研修）を終了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなりました。

5 特定行為とは以下の通りです。

- ① 口腔内の喀痰吸引
- ② 鼻腔内の喀痰吸引
- ③ 気管カニューレ内の喀痰吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

医療的ケアは治療を目的としたものではなく、日常生活を営むために医療を必要とする子ども（医療的ケア児）に、在宅等で日常的に実施されている医療的な生活援助行為です。

神戸市立保育所における医療的ケアは、集団保育における安全確保の観点から、医師の指示に基づいて施設に配置された看護師が実施することとし、安全確保のために保育士等の職員も保育中の児童の見守りや医行為に該当しない範囲での補助などを、看護師と協力しながら進めていきます。

(2) 保育所における医療的ケアの実施

事業開始当初は、保育所によって体制やノウハウの蓄積が異なることもあり、全ての保育所で医療的ケア児を受入れるのは難しい状況です。

児童の安全性を確保するため、中心として実施する医療的ケアの種類や対象年齢、実施する時間は以下の内容とします。

- 医療的ケアの種類
 - ・ 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
 - ・ たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
 - ・ 酸素療法（酸素カヌラ、酸素マスク）
 - ・ 導尿（看護師による導尿や自己導尿）
 - ・ その他、施設で対応可能な医療的ケア
- 児童の年齢等
 - ・ 2歳児クラス以上*で集団生活が可能（主治医意見書等で判断）な児童
 - *当初、3歳児クラス以上としていたが、令和3年度受入れより変更
- 医療的ケアが可能な時間帯
 - ・ 医療的ケアの提供は、原則9：00～17：00（1日8時間）の看護師が常駐する範囲内とする。

(3) 保育所における医療的ケアの提供者

保育所における医療的ケアは看護師が実施します。担当看護師は主治医・嘱託医・保護者との連携の中で当該児童の健康状態を適切に把握し、その情報を保育所内の関係者に周知する役割も担います。また、安全かつ適正な実施に向けて、ケアに必要なマニュアルや手順書等を作成します。

※担当看護師が担う役割の詳細については、医療的ケア担当看護師マニュアルを参照

2. 医療的ケア実施関係者の役割

保育所において医療的ケアを実施する際には、保護者、主治医、嘱託医、市（区役所、こども家庭局）が緊密に連携を図る必要があります。また、施設内においては、医療的ケア児のケアの内容と教育・保育の方法について、保育所長を中心に担当看護師、主任保育士、保育士等が各々の役割を十分に意識してかかわることが必要です。

医療的ケア実施関係者の役割は、以下のとおりです。

(1) 保育所

① 保育所長 ～医療的ケアの総括管理～

- ・保育所における医療的ケア児受入れについての総括的な責任者は保育所長になります。保護者や主治医との連絡の窓口になるとともに、保育所内で安全に医療的ケアが実施できるよう職員体制を組織することが必要です。
- ・医療的ケアは児童の健康状態に応じて適正に実施していかなければなりません。そのために、保育所長は医療的ケアの実施に係る、健康状態の変化に応じた判断や対応ができるように常に準備します。

② 主任保育士 ～保育所長の業務補佐～

- ・保育所長の業務を補佐します。

③ 担当看護師 ～医療的ケアを実施～

- ・保育所内において医療的ケアを直接実施します。児童の保育の時間は、保育所等に常駐しなければなりません。複数の看護師で業務を担当することも可能です。主治医の指示を受け、緊急時を除き、定められた範囲で医療的ケアを行います。
- ・実施に先立ち、当該児童に必要なケア内容を、主治医指導のもと、実技研修で身につけます。実施内容は、主治医指導のもと、あらかじめ作成した個別のケア実施手順に沿って実施し、保育所内の職員にも研修等で児童の状態を伝えます。保護者や主治医とも密接に連絡を取り合い、保育所内の状況をお伝えすることも必要です。また、保育所の職員から、医療的ケア児の体調に異変があれば報告を受け、直ちに適切な処置をとらなければなりません。（保育所全体の保健管理業務に携わることも可能です。）

④ 保育士等 ～担当看護師の業務補佐、児童の見守り～

- ・医療的ケアの実施の際、医行為に該当しない範囲において、担当看護師の業務を補佐します。
- ・保育所内の職員は、児童の体調の異変に気がつけば、適切な対応がなされるよう、直ちに担当看護師や保育所長に伝達します。そのために、看護師が実施する研修等

で医療的ケア児の障害の内容や医療的ケアへの理解を深め、体調が変化したときの特徴等も、保育所内研修を通して理解しておく必要があります。

⑤ 嘱託医 ～児童の健康管理、施設環境への助言～

- ・保育所長は、保護者の同意を得て、児童の医療的ケアの内容について、嘱託医に報告します。医療的ケアの指示については主治医が行いますが、保育所の入所児童全体の健康状態を把握し、保育所の保育環境等への助言を行います。

(2) 保護者 ～関係者との調整、家庭生活の見守り～

- ・保育利用に際して、保護者は主治医、保育所長、担当看護師等とのやり取りを行い、連携関係を構築していきます。家庭生活での健康状態について、登所時に口頭や連絡帳等を使って伝達します。

(3) 主治医 ～医療的ケアの指示、緊急時対応～

- ・医療的ケアの必要な児童が、保育所での集団生活が可能かの判断や、医療的ケアについて看護師に具体的な指示や研修を行います。緊急時の対応について、保護者や保育所と協議し、あらかじめ方針を定めておきます。決定した内容は、担当看護師がフロー等で、マニュアルに加えます。
- ・また、保育中の児童の様子等について報告を受け、保育所長や担当看護師等に助言を行います。

(4) 区役所 ～制度の説明、利用調整～

- ・保護者が保育所へ保育利用申込みをする際、医療的ケアが必要な子どもの保育利用申込みについての相談を受け、制度の概要、受け入れ可能な保育施設の情報等について保護者に説明します。

(5) こども家庭局幼保事業課 ～全体的な事業の企画・調整、実施状況確認～

- ・全体的な事業の調整、巡回指導看護師の配置、医療的ケア実施の確認を行います。

○ 巡回指導看護師 ～医療的ケアに関する巡回指導～

- ・こども家庭局幼保事業課に巡回指導看護師を配置し、入所に係る調整事務、保護者・保育所長面談における助言・指導を行います。
- ・入所後は、医療的ケアを実施している保育所を巡回し、実際に行っている医療的ケアが、指示書等によってあらかじめ定められた手順に従って適切に実施されているか、計画書や記録が適切に作成され、保存されているか等を確認します。
- ・緊急的・臨時的に、保育所の担当看護師に代わって、医療的ケアを実施する場合も想定し、医療的ケアの内容を理解しておくことが必要です。

3. 保育利用申込み

医療的ケアの必要な児童の保護者が、2号認定（又は3号認定）を受けて保育所等を利用する場合、通常の利用手続きに加え、障害の種類や程度、医療的ケアの内容を、保育所や市と共有していくための手続きが必要です。

一定の手順を経て関係者が医療的ケアの内容を確認しあいながら手続きを進めるため、保育利用申込みの際に、以下の（1）のとおり、書類等を作成します。

児童の発達や心身の状態の変化に伴い、医療的ケアの内容が変化するときがありますが、その場合も、主治医の意見書等を新たに作成してもらい、保護者と保育所等が協議する必要があります。

(1) 保育利用申込みの際、必要な書類

医療的ケア児の保育利用申込みのために、保護者、主治医、保育所長が、以下の文書を作成する必要があります。なお、主治医による文書作成にかかる経費及び医療的ケア実施に関する個別指導の経費については、保護者の負担とします。

【医療的ケアに関する主治医の意見書】（様式1）…主治医が作成

- ・ 保護者が保育利用申込みを行うとき、通常必要とされる提出書類に加えて、主治医の意見書を区役所窓口へ提出します。
- ・ 意見書は児童の基礎疾患等に係る状況と、保育の目安を示し、健康管理を司る上での情報とするものです。
- ・ 主治医の意見書は、医療的ケア児の状態が変化した時はその都度、変化が無い場合でも、発達の面から年度毎に提出していただく必要があります。

【医療的ケア依頼書】（様式2-①）（様式2-②）…保護者が作成

- ・ 保育利用申込み時に保護者は、希望する保育所の所長宛の依頼書を区役所に提出します。
- ・ 依頼書には、医療的ケアの内容や、予測される緊急時の対応を記載します。
- ・ 依頼内容に変化が生じた場合はその都度、入所している保育所と協議を行います。幼保事業課の巡回指導看護師も含め相談の上、対応を検討します。

【医療的ケア内諾書】（様式3）…保育所長が作成

- ・ 保育所長は、保護者からの依頼内容について、保育所内に設置した（入所についての）医療的ケア委員会で検討の上、医療的ケアの種類・内容等が対応可能な範囲であると判断する場合は内諾書を作成し、区役所を経由して保護者に通知します。

【医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書】（様式4）…主治医が作成

- ・ 「指示書兼個別指導修了書」は、具体的な医療的ケアの内容・方法についての指示と、個別指導を修了した担当看護師の氏名を示したものです。
- ・ 担当看護師が主治医から医療的ケアについての指示・研修を受け、主治医が医療的ケアの実施について安全性を確認したうえで作成します。
- ・ 医療的ケアに変化がある時はその都度、それ以外でも6ヶ月ごとに作成していただく必要があります。

【医療的ケア実施決定通知書】（様式5）…保育所長が作成

- ・ 保育所長は、（様式4）による主治医の指示書を受け、保育所内で実施する医療的ケア内容・実施方法や留意点・実施者を記載した医療的ケア実施決定通知書を作成し、保育所で行う医療的ケアについて保護者に説明の上で渡します。

【承諾書】（様式6）…保護者が作成

- ・ 保護者は、保育所長から医療的ケア実施決定通知書を受け取り、説明を受けた後、承諾書を作成して保育所長に提出します。

(2) 保育利用申込みの流れ（2号・3号認定子ども）

※（別紙1）【保育所等における医療的ケア開始に向けた手続きの流れ】参照

[保育利用相談～区役所への申込み]

① 保護者から区役所への保育利用相談

- ・ 区役所は、医療的ケア児の保育利用申込みに関して相談を受付けます。その際、通常の保育利用申込みとあわせて医療的ケアを受ける場合の申込み方法や手続き、留意点等について説明します。
- ・ 区役所は、相談内容について幼保事業課に連絡し、情報を共有します。

② 主治医による意見書の作成

- ・ 保育利用申込みの前に、保護者は、主治医に医療的ケア児が集団保育が可能かを相談し、「医療的ケアに関する主治医の意見書（様式1）」の作成を依頼します。作成された（様式1）は保護者が受け取ります。
- ・ 「医療的ケア依頼書（様式2-①）（様式2-②）」と、支給認定申請書等は、保護者が記載します。

※集団保育が可能とは、「集団保育の場においても状態が安定している状況」を言います。

- ③ 保護者が区役所に保育利用申込み
- ・保護者は、区役所に保育利用申込みを行う際、通常必要とされる書類に加えて主治医の【医療的ケアに関する主治医の意見書（様式1）】、及び保護者が記入した【医療的ケア依頼書（様式2-①）（様式2-②）】を添付して提出します。
 - ・区役所は、受付時に【医療的ケア内容の確認（様式15）】に沿って、保護者から必要なケア内容に関する聞き取りを行います。
- ④ 関係者間で申込み情報の共有
- 区役所は、保育所・幼保事業課へ以下の書類を複写し送付します。
- ・保護者が記入した【医療的ケア依頼書（様式2-①）（様式2-②）】
 - ・主治医の【医療的ケアに関する主治医の意見書（様式1）】
 - ・区役所で聞き取りした【医療的ケア内容の確認（様式15）】
 - ・支給認定申請書兼保育利用申込書
 - ・保育所等利用理由調査票①・②
 - ・児童の状況票
 - ・父母の保育を必要とする書類
- ⑤ 面談日の調整
- ・送付された書類を確認後、幼保事業課は、保護者と保育所へ連絡をし、⑥の面談日の調整をします。
- ⑥ 保育所での面談〈面談1回目〉、保育所見学
- ・保護者は、入所を希望する保育所を訪問し、保育所長の面談を受けます。その際、保育所は必要な医療的ケアを具体的に把握するため、区役所から送付された④の書類の複写を活用します。
 - ・幼保事業課の巡回指導看護師も同席し、医療的ケアの状況を確認します。
 - ・保護者に【医療的ケアについての確認事項（様式17-①）】で、医療的ケア実施時の注意事項について説明します。
 - ・保護者の希望にあわせて、その後保育所見学をしてもらいます。
- ⑦（入所についての）医療的ケア委員会の開催
- ・保育所長は、（入所についての）医療的ケア委員会を開催し、保育利用申し込みのあった医療的ケア児の受入れ可否についての検討を行います。
 - ・（入所についての）医療的ケア委員会は、こども家庭支援課医務担当課長（医師）、事業課保健医療指導担当課長（看護師）、事業課指導研修担当課長（保育士）、保

育所長・担当看護師・担当保育士・必要に応じて嘱託医で構成し、【医療的ケアに関する主治医の意見書(様式1)】【医療的ケア依頼書(様式2-①)(様式2-②)】【医療的ケア内容の確認(様式15)】と面談内容をもとに検討します。

- ・安全な受入れに課題がある場合は、解決に向けた保護者や主治医との協議が必要になります。
- ・保育所長は、委員会での検討結果を区役所窓口に伝えます。

※医療的ケア児の優先枠を活用した児童で受入れ可能と決定した場合は、保育所長は【医療的ケア内諾書(様式3)】を作成し、区役所へ提出。

[利用調整～入所内定～保育所等での準備]

⑧ 区役所での利用調整

- ・区役所は利用調整後、保育所及び幼保事業課に利用調整の結果を連絡します。

⑨ 利用調整の結果を保護者へ連絡

受入れ可の場合

- ・保育所長は、区役所から利用調整の結果として「入所内定」との連絡を受け、【医療的ケア内諾書(様式3)】を作成し、区役所へ提出します。
※医療的ケア児の優先枠を利用した児童の場合は⑦で提出済み
- ・区役所は、利用調整結果通知書と【医療的ケア内諾書(様式3)】を保護者に送付します。
- ・保育所は、医療的ケアを実施するための具体的な準備を始めます。

受入れ不可の場合

- ・区役所から利用調整結果(保留)を保護者へ送付します。

※医療的ケア委員会の検討結果による(保留)の場合は、幼保事業課から保護者へ補足説明します。

⑩ 保育所での入所に向けた面談〈面談2回目〉

- ・入所に向けて、保育所長及び担当看護師は保護者から具体的な健康状態や医療的ケア依頼内容について聞き取り、支援体制や環境整備の検討を進めていきます。
- ・保育所長は、保護者に医療的ケアに関わる指示書等の作成についての手続きの説明を行います。受診時の看護師の同伴についても説明し、保護者に日程調整を依頼します。
- ・保育所長は、面談結果も踏まえながら保育のための具体的な体制整備を進めます。医療的ケアに係る保育所内研修を計画すると共に、児童の容態や成長に合わせた支援体制を検討します。

- ・幼保事業課巡回看護師も面談に同席し、保護者の話も聞きながら、保育所の準備等について助言・指導を行います。

⑪ 同行受診

- ・主治医から担当看護師への個別指導実施を行うとともに、【医療的ケア計画（様式9）】、【個別の医療的ケア実施手順】、【個別緊急時対応フロー】の検討を行います
- ・保護者は主治医に担当看護師に向けた医療的ケアに必要な知識・技術に関する指示・研修の実施を依頼します（同行受診の依頼）。
- ・担当看護師は、個別指導当日に医師が作成する【医療的ケアに関する指示書兼個別指導修了書（様式4）】を持参します。【医療的ケアに関する指示書兼個別指導修了書（様式4）】については項目1，3を入力（記入）しておきます。研修終了後に【医療的ケアに関する指示書兼個別指導修了書（様式4）】の作成を主治医に依頼します。
- ・担当看護師は事前に作成した【医療的ケア計画（様式9）】、【個別の医療的ケア実施手順】、【個別緊急時対応フロー】の案も持参し、同行受診時に主治医に内容を確認します。
- ・同行受診による個別指導へは、幼保事業課巡回看護師も同席し、安全なケアの提供に向けて確認を行います。

⑫ 保育所へ【医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書（様式4）】の提出

- ・主治医は、⑪の個別指導を実施し、保育所等での医療的ケアの実施が可能と判断したら【医療的ケアに関する指示書兼個別指導修了書（様式4）】を記載します。
※作成された【医療的ケアに関する指示書兼個別指導修了書（様式4）】は保護者が文書料の支払いを行い、保育所に提出します。
- ・担当看護師は、個別指導を受けた内容を踏まえ、保育所内で医療的ケアに係る研修を実施し、職員間で共有します。

[入所に際しての医療的ケア内容の説明 ～ 保護者の承諾]

- ⑬ 保護者への【医療的ケア実施決定通知書（様式5）】、【医療的ケア計画（様式9）】、【医療的ケアを実施するにあたっての確認事項（様式17-②）】及び重要事項等の説明
- ・保育所長、担当看護師は主治医の【医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書（様式4）】を受けて保護者面談（面談3回目）を行い、【医療的ケア実施決定通知書（様式5）】、【医療的ケア計画（様式9）】を説明します。
 - ・【医療的ケア実施決定通知書（様式5）】は、説明後に保護者に渡します。

- ・【医療的ケア計画（様式9）】では医療的ケアの種類、実施方法、留意事項等を説明します。
- ・保育所の重要事項説明とともに【医療的ケアを実施するにあたっての確認事項（様式17-②）】についても説明し、安全なケアの提供には保護者も含めた協働が必要であることを共通認識します。
- ・幼保事業課巡回指導看護師も説明に同席し、保護者への助言や保育所への指導を行います。

⑭ 保護者による承諾書作成

- ・保護者は、保育所からの説明（上記⑬）を受け、承諾できれば【承諾書（様式6）】にサインをして保育所に提出します。

4. 医療的ケア実施体制

(1) 医療的ケア開始までに準備すること

① 医療的ケア委員会の立ち上げ

- ・ 保育所長が最終的な責任をもって医療的ケア実施体制整備を行うため、保育所長の統括の下、主任・担当看護師・担当保育士等の関係者により構成された安全かつ適正な医療的ケアの実施体制を整備するための事項を検討する委員会を設置します。

② 施設環境の整備

- ・ 医療的ケアの実施にあたって、保育所内の必要な環境整備を行います。医療的ケアの内容によって、児童のプライバシーへの配慮、安全対策、感染症対策なども考慮する必要があります。また、場合によっては、施設改修や備品の準備を行う必要があります。

③ 職員研修

- ・ 児童の健康状態の理解と安全衛生に関する理解を深めるため、医療的ケアを必要とする児童の基礎疾患や障害の状況の理解、保育室等の衛生管理の重要性、感染症の予防、医療的ケアの理解と手技の内容等に関する保育所内研修及び個別研修を計画的に実施します。これらの研修は、担当看護師が、当該児童を受け入れるクラスだけでなく保育所内全体の職員に対して実施します。

④ 緊急時の対応方針の決定

- ・ 保育所長は、緊急時の対応について、個別の実施マニュアルの整備をします。医療的ケア児童を受け入れている保育所は、必要に応じて【医療的ケア預かり児童在籍連絡票（様式 16）】を作成し、毎年5月10日までにこども家庭局幼保事業課に提出します。幼保事業課は、消防局警防部救急課を通じて、各消防署への情報周知を依頼します。年度途中で医療的ケア児童の在籍に変化が生じた場合は、速やかに幼保事業課へ連絡します。
- ・ 担当看護師は、緊急時の対応に向け、保育所内の職員及び物品の配置状況を把握するとともに、考えられる緊急時を想定した【個別緊急時対応フロー】等を作成し、円滑に緊急時の行動が取れるようにします。
- ・ 保育所内でフロー等をもとに緊急時の対応について計画的な訓練を行います。
- ・ 緊急時対応については、【個別の医療的ケア実施手順】【個別緊急時対応フロー】をもとに、職員全員が緊急対応が必要な状態を理解し、いざというときに迅速に行動

できるよう、普段からよく確認しておく必要があります。

- ⑤【医療的ケア計画（様式9）】、【個別の医療的ケア実施手順】、【個別緊急時対応フロー】の作成
- ・【医療的ケア計画（様式9）】、【個別の医療的ケア実施手順】、【個別緊急時対応フロー】は、保護者・主治医と打ち合わせのうえ作成します。【医療的ケア計画（様式9）】と【個別の医療的ケア実施手順】は、医療的ケア委員会でも検討します。作成した内容は保護者・主治医にも説明し、医療的ケア内容の認識に齟齬がないようにしておくことが重要です。
 - ・これらの書類は、定期的（目安：3ヶ月に1回程度）に、医療的ケア委員会において評価を行い、それぞれの計画にフィードバックさせていく必要があります。
- 医療的ケア計画（様式9）…担当看護師が作成
- ・期間を定めて、医療的ケアを実施していくうえで、ケアの目標などを計画として定めておきます。医療的ケアをどのように進めれば、児童が集団保育の中で、効果的な教育・保育が受けられるのかを検討します。
 - ・医療的ケア計画は、担当看護師が中心となって定めます。医療的ケア計画には、保育所内での情報共有や主治医等との連携も含めることが必要です。看護師は、児童の健康状態の把握を行い、必要に応じて、保育士等への助言や主治医等への報告、相談を行います。
- 個別の医療的ケア実施手順…担当看護師が個別に作成
- ・入所決定後に、保護者や主治医・嘱託医と打ち合わせを行い、具体的な医療的ケアの手順、確認事項などを実施マニュアルの中に定めておきます。
 - ・緊急時の対応についてもこの中で定めておきます。
 - ・打ち合わせは、同行受診など効果的な方法で行います。
 - ・実施手順は、主治医から研修を受けた医療的ケアを行う担当看護師が作成します。個々の児童の状況に合わせ、家庭でのケアを基盤とした内容にします。
 - ・緊急時の対応等は保育所長を中心に医療的ケア委員会で定めます。
- 個別緊急時対応フロー…担当看護師が個別に作成
- ・医療的ケア計画、医療的ケア実施手順以外に、緊急時にすべての職員が円滑な対応が取れるように、緊急と判断する状況と、とるべき対応について記載したフローを作成します。作成した内容は、主治医、保護者に確認を取った上で、医療的ケア委員会で定めます。作成したフローをもとに計画的な訓練を行います。

(2) 医療的ケア児受入れ後の運用

1) 医療的ケア実施に必要な書類

① 【個別の指導計画】(様式7) …担当保育士が作成

- ・個別の指導計画においては、医療的ケアの実施内容を踏まえて、一日の保育の流れや保育を実施していく上で、教育の目標、養護の目標を定めておきます。
- ・保育に当たっては、児童の健康状態に沿った形で行わなければなりません。健康状態を見ながら、医療的ケアについては安全を最優先に考えて実施することとし、保育については柔軟に進めていくことが必要です。

② 【医療的ケア日誌】(様式10) …担当看護師が作成

- ・医療的ケアの実施内容、児童の様子などについての記録です。医療的ケアを行った担当看護師が作成します。

③ 【アセスメント票】(様式8) …担当看護師が作成

- ・医療的ケア委員会で医療的ケアの内容について、振り返り(目安:3ヶ月に1回程度)を行うとき、アセスメント票を使って医療的ケア児の健康状態の把握を行い、医療的ケア委員会のメンバー全員が共通の認識を持つようにします。
- ・必要があれば、【医療的ケア計画(様式9)】【個別の医療的ケア実施手順】【個別緊急時対応フロー】にもフィードバックさせていくことが重要です。

④ 【医療的ケアに係るヒヤリハット報告書】(様式11-①)

- ・医療的ケアの途中、あるいは医療的ケア以外の保育の時間帯で、児童の健康を害するようなことが生じたときに作成します。
- ・医療的ケア中については担当看護師が、医療的ケア以外の保育の時間内は、担当する保育士が作成します。
- ・ヒヤリハットの内容については、保育所内の職員間で共有し、再発防止策などの検討を医療的ケア委員会などで行い、その検討内容も含めて幼保事業課に報告します。

⑤ 【医療的ケアに係るアクシデント報告書】(様式11-②)

- ・医療的ケア実施中の事故については、医療的ケアを行った担当看護師が作成します。
- ・事故が発生すれば、保育所において、マニュアルに沿った方法で対応することとし、幼保事業課にも、まずは電話等で速やかに報告します。アクシデント報告書は、まとめ次第、幼保事業課に報告します。

2) 担当看護師によるケアの提供

- ・医療的ケアの実施の際には、児童の健康状態の変化にも配慮しながら、決められた内容について、適切な手順で安全に行う必要があります。
- ・予測できる事象については、保護者・主治医とともにあらかじめ対応を考えアセス

メント票にしておきます。アセスメント票をもとに対応を考えシミュレーションしておくことも必要です。

- ・ 児童の保育中の健康上の変化は、どの職員においても気付くよう、あらかじめ児童の障害やケアの内容について児童の受け入れ前に保育所内の職員全員が理解しておく必要があります。
- ・ 不安なときは曖昧にせず、納得するまで確認することが必要です。また、違和感のあるときは立ち止まる（中止する）ことも必要です。
- ・ 万が一、事故が生じたときには、あらかじめ決められた対応方針（個別緊急時対応フロー等）に従って、職員全員が迅速に行動することが必要です。

【一日の流れ】

登所 ※医療的ケア児の受入れは、担当看護師も同席します。

- ① 医療的ケアの器材等の受け取り
 - ・ 登所時に保護者と共にあらかじめ用意しているチェックリストと照らし合わせながら、器材を受け取ります。
- ② 家庭での様子のききとり
 - ・ 昨夜から今朝にかけて、児童の健康上の変化や本日の体調等について保護者に状況を確認します。
- ③ 職員間で本日の留意点等の情報共有
 - ・ 児童の様子を確認し、職員間で情報共有することがあれば、保育所長やその他の職員に伝えます。

保育時間内 ※看護師は、園外保育にも同行します。

- ④ 医療的ケアの実施
 - ・ あらかじめ用意している【医療的ケア計画（様式9）】や【個別の医療的ケア実施手順】に沿って、適切に医療的ケアを実施します。必要に応じて、保育士が補助します。
- ⑤ 医療的ケアの実施記録
 - ・ 担当看護師が実施状況を記録します。
- ⑥ 職員による見守り
 - ・ 保育中の児童の表情、顔色、呼吸、感情の起伏、健康状態の変化、便や尿の様子から、異常が感じられたら担当看護師または保育所長に迅速に伝えます。

降所 ※医療的ケア児の降所時は、担当看護師も同席します。

- ⑦ 医療的ケアの器材等の返却

- ・降所時に、保護者とともに確認の上、医療的ケアの器材等を返却します。返却の際にもチェックリストを活用します。
- ⑧ 一日の様子について、保護者に説明
 - ・医療的ケアの状況、保育時間中の様子等を保護者に伝えます
- ⑨ 器材の整理等
 - ・保育所が保管すべき医療的ケアの器材があれば清掃、整理のうえ決められたところに収納します。児童が活動する範囲については、特に清潔にしておきます。
- ⑩ 本日のケア内容についての振り返り
 - ・担当看護師は、一日を振り返って、特記すべき事項があれば記録に残し、保育所長へも報告します

3) 医療的ケア委員会の開催

- ・医療的ケア委員会は、安全かつ適正な医療的ケアの実施体制を整備するための事項を検討する場として、保育所長の統括の下、主任・担当看護師・担当保育士等の関係者で開催します。医療的ケア計画（最長でも3ヶ月に1回は見直す）の見直しも行います。

4) 巡回看護師による助言・指導

- ・医療的ケアを実施している保育所を巡回し、児童の健康状態の確認を行うとともに、実際に行っている医療的ケアが、指示書等によってあらかじめ定められた手順に従って適切に実施されているか、計画書や記録が適切に作成され、保存されているか等を確認します。また、施設内外の連携状況についても確認し、必要な支援を行います。
- ・巡回は、医療的ケア計画の見直しにあわせ、3ヶ月に1回程度行います。
- ・巡回看護師は、緊急的・臨時的に、保育所の担当看護師に代わって、医療的ケアを実施する場合があります。

5) 関係者間における児童の健康状態の的確な把握

- ・安全な医療的ケアの実施と児童の健康の保持のためには、児童の健康状態等に対する関係者の評価や認識の内容について関係者間で共有しなければなりません。まずは、児童に直接接することが多い保育士と担当看護師の間で、保育所内研修により、児童の健康状態等に関する関係者の評価や認識の内容についてのずれをなくすことが求められます。
- ・児童の家庭生活においては、保護者とも認識を共有していくことが必要です。

- ・ 児童の発達や健康状態に適した医療的ケアの実施にあたっては、主治医とも連携の中で、認識を共有しておくことが求められます。
- ・ 予測できる変化については、保護者・主治医とともにあらかじめ対応を考え、【個別緊急時対応フロー】等を作成します。
対応については円滑な行動ができるよう、シミュレーションし、訓練しておくことが必要です。
- ・ 関係者間で、把握した内容のずれを無くしていくことが、保育中の確実な安全確保に繋がります。

① 担当看護師と保育士との連携による確認

- ・ 児童の健康状態については、まずは担当看護師と保育士のコミュニケーションを大切にしていけることが必要です。
- ・ 担当看護師は、児童の健康状態の把握と医療的ケアの実施状況等について整理し、実施記録の中で情報を管理します。医療的ケアの実施や保育中の児童の様子を観察することで、児童の実態把握を行うこととなります。
- ・ 保育士は、教育・保育を行う中で、児童の健康状態などの実態把握を行います。両者の意識がずれないように、保育所長等も加わり、客観的な認識をもてるようにします。

② 担当看護師・保育士と保護者との連携による確認

- ・ 児童の様子については、担当看護師や保育士等を通じて保護者に伝え、また、保護者も家庭生活の様子について、よく状況を把握し、連絡票等を使って保育所とよく情報を共有しておく必要があります。

③ 担当看護師と主治医・嘱託医との連携による確認

- ・ 保育所長・担当看護師等は、必要に応じて主治医及び嘱託医に児童の状況を報告し、医療的ケアの内容について相談することにより、児童の健康管理に努めます。
- ・ 的確な実態把握に基づいて、医療的ケア児が豊かに生活する具体的な手だてを明確にし、想定される問題事象を整理し、将来へ向けての課題解決に取り組むことが必要です。

5. リスクマネジメント

リスクマネジメントとは、事故を未然に防ぐために各部門で体制を整備するとともに組織的な体制を構築し、リスクの把握、分析、対応、評価を継続的に行うことを意味しています。

リスクマネジメントは、①リスクの把握、②リスクの分析、③リスクへの対応、④対応の評価といった、一連の問題解決プロセスで行います。

具体的には、保育所長は、医療的ケアの実施に当たって、【医療的ケアに係るヒヤリハット報告書(様式11-①)】・【医療的ケアに係るアクシデント報告書(様式11-②)】により、ヒヤリハット及びアクシデント事例の蓄積・分析を行い、保育所内において定期的な実施体制の評価・検証を行います。

医療的ケアの実施に関わる器材等の管理、医療的ケアについての手技の在り方、健康状態の見極め等について、インシデント及びアクシデント事例として蓄積していきます。随時、その事例を検討し、その原因を明らかにし、情報を共有、研修を行うことによって再発を防止します。

保育における安全対策については以下の手引きに準じた対応を行います。

- ・「乳幼児が安全に過ごすために(令和5年6月改訂)」(神戸市こども家庭局)
- ・「保育所(園)における睡眠時の安全対策の手引き(平成26年1月)」(神戸市こども家庭局)
- ・「神戸市教育・保育施設等におけるアレルギー対応の手引き(令和2年2月改訂)」(神戸市こども家庭局)

また、ガイドラインとしては、以下のように示されています。

- ・「教育・保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月)」(内閣府・文部科学省・厚生労働省)

(1) 【医療的ケアに係るヒヤリハット報告書(様式11-①)】、【医療的ケアに係るアクシデント報告書(様式11-②)】の作成の目的

- ・一度起こった事例は医療的ケアに係る各報告書により、その原因を分析するとともに関係者で共有し、二度と起こさないための対策を講じる資料となります。どんな軽微な事故でも医療的ケアに係る各報告書を作成し蓄積しなければ、次の分析・活用の段階に進むことができません。また、医療的ケアに係る各報告書が円滑に提出されることは関係者の危機管理意識の高さを証明するものです。決してミス責任を問うものではなく、あくまで事故防止のための報告書であることを関係者個々が十分に認識することが重要であるとともに、スムーズに提出される環境整備を行うことが大切です。
- ・児童への医療的ケアを実施する場合、保育所においては、個別の医療的ケア実施手順や個別緊急時対応フロー等まとめた医療的ケア実施マニュアルを作成し、それに従って実施することにより、常に可能な限りの安全対策を講じ、事故を未然に防ぐ努力を

しなければなりません。しかし、人はどんなに万全の安全対策を講じてもミスをし
ます。即ち、事故が起こる可能性は必ず存在するものとして、その発生を防ぐため、最
大限の努力が必要です。その発生防止のデータベースとなるものが【医療的ケアに係
るヒヤリハット報告書（様式 11-①）】であり【医療的ケアに係るアクシデント報告
書（様式 11-②）】です。医療的ケアに係る各報告書の仕組みは、児童や自身を守る
ためにも重要なものです。

【参考】ヒヤリハット、アクシデントについて

①ヒヤリハットとは

事故には至らなかったが、適切な処理が行われないと事故になる可能性がある事象のこ
とを言います。一般的に「インシデント」の同義語として用いられています。

日常の指導や行為のなかで「ヒヤリ」としたり、「ハッ」とした経験のことを指し、その
行為や状態が見過ごされたり、気付かずに実行されたりしたときに、何らかの事故につな
がる恐れがあるもののことを言います。

事故発生の構造を示す考え方として「ハインリッヒの法則」がよく例に出されますが、
1 件の重大な事故の裏には 29 件の軽微な事故（アクシデント）と 300 件のニアミス（ヒヤ
リハット）があると提唱しています。ヒヤリハット報告書の意義は、300 件のニアミス事
故を早い段階で把握・分析し、適切な安全対策を講じることにより、1 件の重大な事故と
29 件の軽微な事故を未然に防ぐことにあります。また、事故発生以前の気付かれていない
危険因子を明らかにしていくことにもなり、事故発生そのものを無くしていこうとする重
要な意義があります。

②アクシデントとは

「事故」を意味します。危険な状態に気付かなかつたり、適切な処置が行われなかつた
りすると傷害が発生し「事故」に至ります。

緊急時の対応が必要な場合は、医療的ケア実施マニュアル（緊急時対応）に従って一連
の処置を行い、当該児童生徒の安全の確保に全力で対応し、当該児童生徒の保護者に対し
ては速やかに連絡をとり、アクシデントの事実を的確に伝えることが重要です。

(2) 報告書を記載する場合

- ・どんな小さなミスやトラブルでも、自分がミスやトラブルを起こしたと考えた場合
- ・児童には直接影響は及ばなかったが、ヒヤリ又はハッとすることが起こった場合
- ・直接的には関与していないが、発生したミスやエラー、事故がわかった場合

- ・直接的には関与していないが、今後問題として浮上してくる可能性があると考える場合

(3) 医療的ケアに係る各報告書の事象の範囲

医療的ケアを必要とする児童の安全を守るためには、医療的ケアに関わる内容のみでなく、保育所における教育・保育活動全般を対象とします。このことにより事故防止のみならず職員各々の危機管理意識を高めていくことにつながります。

(4) 医療的ケアに係る各報告書の記載方法

① 記載の基本的な心構え

- ・当事者が記載することが原則
- ・事実に基づいて記載
- ・速やかに記載し、幼保事業課に提出
- ・「今後の対策」、「防止策」については、必要と考えられるもの等を記載

② 記載方法

事故等に関連する以下の事実を正確に、また、時系列で詳しく記載します。

- ・事故の発生時の状況と経過
- ・事故に関連した、又は関連したと思われる医薬品、器材及び医療的ケアの内容等
- ・事故発生後の報告と対応
- ・保護者への連絡時間と内容
- ・保護者への説明内容と反応

③ 医療的ケアに係る各報告書の修正

医療的ケアに係る各報告書は、原則として修正するものではありませんが、やむを得ず修正する場合は、以下の方法で行います。なお、最初の報告書作成時に、欄にはすべて記入し、記載の無い欄がないようにします。

修正方法

ア) 訂正する場合

後で誤解されないように、2本線を引いて見え消しで訂正します。

イ) 後から不足分を追加する場合

欄外に「〇月〇日記載不足のため追記する」として、署名・捺印します。

(5) 提出手順

- ・医療的ケアに係る各報告書の提出順は、以下の通りになります。

当事者（担当看護師・主に担当する保育士）→主任保育士→保育所長

- ・【医療的ケアに係るアクシデント報告書（様式11-②）】の場合は、書類が整う前で結構ですので、幼保事業課への迅速な連絡をお願いします。
- ・また、保育所内のリスクマネジメントは、医療的ケア委員会を中心に行います。

(6) ヒヤリハットの蓄積と分析

① 蓄積の重要性

- ・事故は一つの単純なエラーや問題点から発生するのではなく、複数の要素が重なり合い発生に至ると言われています。一事例の分析だけでなく、実施施設全てのヒヤリハット・アクシデントを蓄積することにより、事故発生の危険因子を広く、かつ深く洞察することになり、その後の対策に役立てることができます。

② 分析の重要性

- ・事故発生のリスクを可能な限り無くしていくためには、【医療的ケアに係るヒヤリハット報告書（様式 11-①）】及び【医療的ケアに係るアクシデント報告書（様式 11-②）】の提出により、職員の「危機管理意識」を高めることが必要です。
- ・また、各報告書の内容を分析することは、事故の発生を未然に防ぐ手だてを環境の改善、システムの改善、使用機器の改善等から客観的に検討する重要な手がかりとなります。

③ 分析方法

○ 分析の視点

- ・ヒヤリハット・アクシデント分析は管理体制面、表示や慣習面、器具・施設・設備面、活動環境面、人的要因面、児童の体調急変等の側面等の各視点で因果関係と具体的対応策を検討し、その事象の問題がどこにあるかを把握します。

○ 要因分析

- ・医療的ケアに係る各報告書においては内容の分類、原因から集計・分析する方法も必要です。どのような状況で発生し、どのような時に多いか、また、どのような医療的ケア内容に多いか、その原因は何か、などを分析し、情報を共有化して事故を未然に防ぐ対策を講じます。

④ 活用方法

- ・検討結果をまとめ、関係者と情報を共有し、共通理解をすることが大切です。
- ・改善策が明確になったらマニュアルに反映し、できるところから速やかに実行します。
- ・改善策が適切であったか見直し、評価をします。

- ・【医療的ケアに係るヒヤリハット報告書（様式 11-①）】及び【医療的ケアに係るアクシデント報告書（様式 11-②）】を活用し、危機管理研修等で職員の危機管理意識や施設内の危機管理体制を高めていきます。

【事故防止に取り組むための6つのポイント】

ア) 組織として事故防止に取り組む

- ・関係者が協働して事故防止に関する委員会の設置やマニュアル作成などに参画し、事故防止に取り組むための具体案を提案できる環境と全ての職員が積極的に提案する姿勢が必要です。

イ) 情報の共有化を図り、事故防止に役立てる

- ・事故及びそれに関連する情報の収集をすることにより、同様の事故の防止に役立っています。事故に関連する情報は慎重に取り扱い、適切な処理を行い保育所内で共有することが必要です。

ウ) 事故防止のための研修システムを整え、実践する

- ・事故防止のために最新情報を取り入れながら、保育所の組織として、具体的で実践的な研修を定期的に行うことが必要です。

エ) 児童の状態に照らした日々の受け入れ基準（受け入れ不可基準）の明確化

- ・登所時に看護師が児童の状態を把握し、その状態から集団保育が難しいと判断したときは、保育所長に報告します。保育所長は、その状況を保護者に伝えて、受け入れを見合わせます。

オ) 報告・連絡・相談体制の整備

- ・保育所及び幼保事業課への報告・連絡のフローを作成し、報告の仕組みを明確にしておく必要があります。
- ・保育所内で看護師が孤立することなく、気軽に相談できる環境を作ることには医療的ケアを安全に提供できることに繋がります。そのため、日ごろから自他共に尊重し合うことができるようなコミュニケーションが取れる風土を作ることが重要です。

カ) 医療事故に備えとして、保険にも加入します。

6. 感染対策

感染対策については

- ・「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）」（こども家庭庁）
- ・「神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル（平成29年6月）」（神戸市こども家庭局）

に準じた感染防止策を行います。

7. 保育所長と保護者、主治医、嘱託医等との連携

保育所において、医療的ケアの安全性を確保し、児童の成長にあった保育を行っていくためには、保育所長を中心に、医療的ケア委員会で保育所内の体制を整備するとともに、保護者・主治医・嘱託医等と連携していくことが求められます。

保育所長・担当看護師・保育士においては、普段から、児童の健康状態等について、関係者と十分にコミュニケーションをとることが重要です。

(1) 保護者との連携

保護者に、医療的ケアの実施に係る基本事項を十分に理解してもらうために、保育所長は【個別の指導計画（様式7）】、【医療的ケア計画（様式9）】、【個別の医療的ケア実施手順】、【個別緊急時対応フロー】を用いて保護者と意見交換をし、具体的なケアや保育内容について話し合います。医療的ケアや保育が行われた後においては、その土台となる児童の健康状態や保育状況について、日頃から保育所長・保育士・担当看護師と保護者のコミュニケーションを図っていくことが大切です。また、【医療的ケアを実施するにあたっての確認事項（様式17）】で医療的ケア実施に当たっての基本的な考え方に、保育所と保護者間で齟齬がないようにしておきます。

① 保護者の理解と協力の場面

○保育所内の児童の健康状態について保護者との情報共有

- ・家庭における健康状態（体温、脈拍、呼吸数、顔色、表情、尿、便、たん、喘鳴、食事や睡眠の状態等）の情報を連絡票などで把握し、保育所と情報を共有します。
- ・緊急時や健康課題が発生した時の対応についても、日頃から密な情報共有が必要です。
- ・保育所の行事へ参加する場合においては、前後の健康状態を把握し、参加の是

非や参加体制を検討します。場合によっては、主治医の意見も聞く必要があります。行事参加中の緊急時の対応も検討しておくことが必要です。

○【医療的ケア計画（様式9）】【個別の医療的ケア実施手順】【個別緊急時対応フロー】の作成・評価

- ・【医療的ケア計画（様式9）】【個別の医療的ケア実施手順】【個別緊急時対応フロー】を、担当看護師が中心に作成し、医療的ケア委員会で検討後、内容を保護者・主治医と確認します。
- ・定期的に、医療的ケア実施内容の評価を行い、医療的ケア委員会で検討後、評価内容等についても保護者と確認します。

② 保護者の理解と協力を得るための配慮事項

○信頼関係の確立

- ・信頼関係を得るためには、保護者の生活実態についてもよく理解し、児童の様子を丁寧に伝えていきます。

○問題の明確化

- ・保護者が何でも相談できる関係づくりや体制づくりを行い、医療や福祉などについても、可能な限り、丁寧に分かりやすく情報提供していきます。
- ・また、医療的ケアを必要とする児童が孤立しないように、クラスとのつながりにも配慮します。

○目標の共有

- ・保護者の願いをきちんと受け止め、具体的な取組みを提示し、理解を得るようにします。
- ・保育所で提供する医療的ケアは、保護者が日常的に家庭内で実施している範囲で行うものであるということ、また、“保育の中で医療を提供する”のであり、“担当看護師は児童の看護ケアに対して配置され、児童の教育・保育の部分を含めたすべてを担当看護師が担うのではない”ということを保護者・受け入れ側ともに十分認識しておくことが必要です。

○今後の確認

- ・医療的ケアは、児童にとって保護者が最も重要な支援者です。保育所は、何について保護者と協力して進めるのか、常に保護者と共通理解をするために確認しておきます。

- ・医療的ケアを必要とする児童が、さらなる豊かな社会的自立を目指した健康で快適な生活づくりをしていくためには、将来に向けたニーズを的確に把握し、医療的ケアを安全に実施していく具体的な支援づくりが必要です。
- ・保護者の理解と協力の下に、関係機関との連携や多職種との協働を図り、支援ネットワークを構築していくことが大切です。

(2) 主治医・嘱託医・その他医療機関との連携

① 主治医との連携の場面

○入所時における健康状態の把握や体制整備等

- ・保育所内での医療的ケア実施に向け、入所時には特に主治医から、実施手順等の具体的な指導、職員研修、緊急時の対応への具体的な指示、施設・設備の整備についての指示・助言を受けます。保育所は、主治医からの指導に基づいて、施設環境を整備していきます。

○緊急時の対応

- ・体調の急変など緊急時の対応は一刻を争う場合があります。対応が必要になるときはどういう症状なのか、そのときはどのような対応をしたらよいのか、などを主治医とよく確認し、【医療的ケア計画（様式9）】とともに【個別緊急時対応フロー】を作成しておく必要があります。また、作成したフローをもとに、とるべき行動や役割を明確にしておく必要があります。

○児童の成長に応じた医療的ケアの実施についての指示

- ・就学前の児童においては、障害の状況によって支援を必要とする内容が大きく変化する場合があります。
- ・医療的ケアにおいても児童の成長に伴って、自分でできる範囲は行うようにする等、成長や育成への配慮からケアの内容が変わるときがあります。
- ・主治医の指示書の内容が変わるときなどは、保護者同席のうえ、保育所と主治医が医療的ケアの内容について協議し、確認することが必要です。

② 嘱託医、その他医療機関との連携の場面

- ・嘱託医は、児童の健康状態の把握と、施設に健康管理についての指導を行う役割となっています。しかし、医療的ケア児の場合、障害によっては主治医または専門医が対応するほうが望ましい場合も考えられることから、医療的ケア児に対する医療ケアの部分については、保育所は主治医の指示に従います。
- ・ただし、緊急の時などに、嘱託医がかかわることができる場合もあることから、主治医と嘱託医が、保護者の了解の下、児童の健康状態やケア内容等の医療情報を互いに

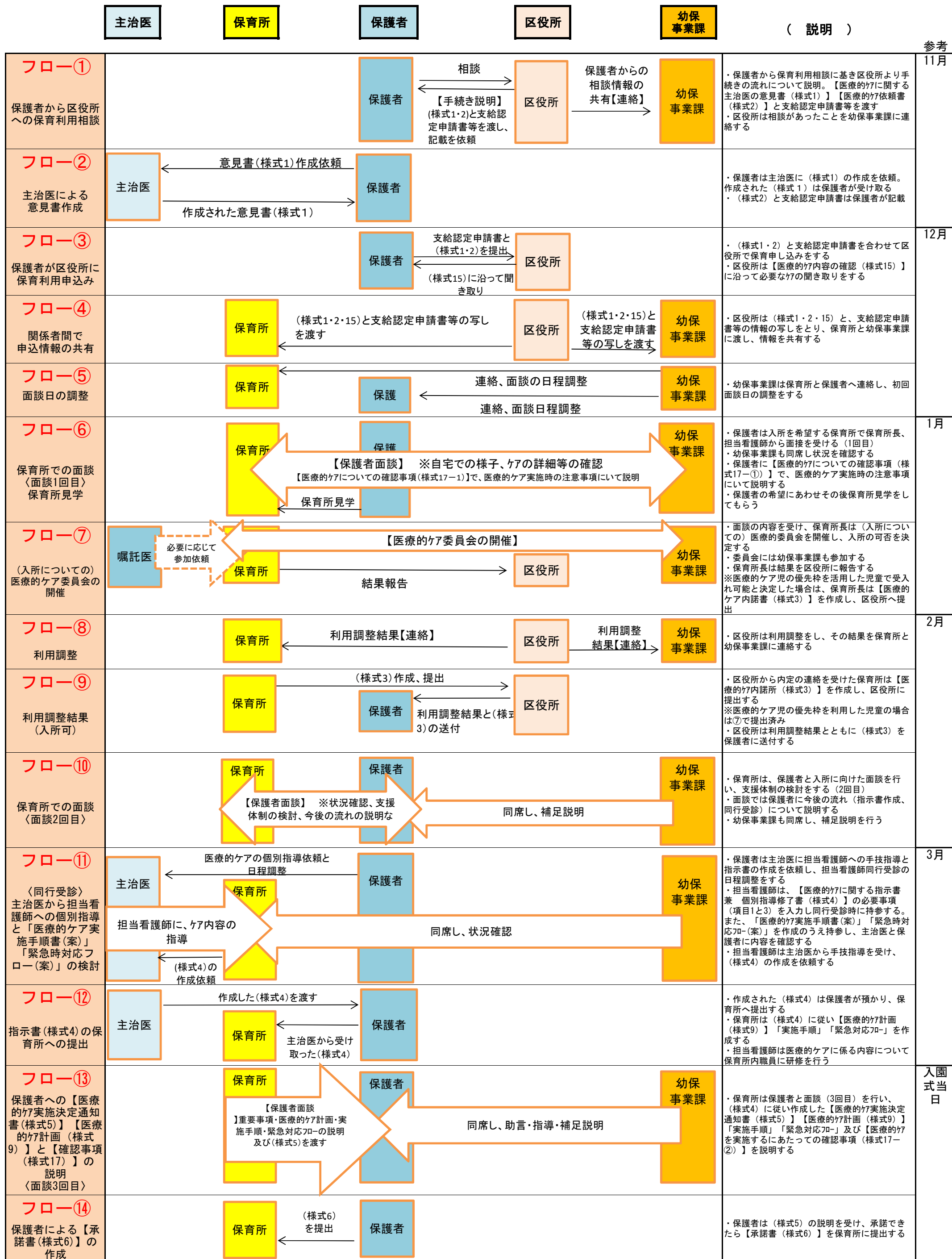
開示するといったことも考えられます。

- ・緊急時対応のために、地域の開業医や総合病院と連携することも考えられます。
- ・保育所は専門医と連携して研修会等を企画し、専門知識を高めることも考えられます。
- ・家庭において訪問看護ステーションを利用している場合、保護者の了解の下、訪問看護師等と連携し、家庭でのケア内容等の情報の提供を受けることも考えられます。
- ・療育センターの医師・看護師・理学療法士（PT）・作業療法士（OT）との連携では、保護者の理解のもと、就学前からの健康に関する情報や経過を踏まえ、現在の保育所での生活が快適に過ごせるよう具体的な指導を受けます。

(3) 小学校等との連携

- ・修了して小学校等への移行に際しては、保護者の承認の下、保育所長等から小学校等に、児童の健康状態、保育所での対応、どういう過程を経て現在に至っているか、今後何が課題なのか、等について、情報を丁寧に伝え、スムーズな移行を図ります。

(別紙1) 保育所等における医療的ケア開始に向けた手続きの流れ



医療的ケア 様式集

神戸市こども家庭局

医療的ケアに関する主治医の意見書	(様式 1)
医療的ケア依頼書	(様式 2 - ①) (様式 2 - ②)
医療的ケア内諾書	(様式 3)
医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書	(様式 4)
医療的ケア実施決定通知書	(様式 5)
承諾書	(様式 6)
個別の指導計画	(様式 7)
アセスメント票	(様式 8)
医療的ケア計画	(様式 9)
医療的ケア日誌	(様式 10)
医療的ケアに係るヒヤリハット報告書	(様式 11 - ①)
医療的ケアに係るアクシデント報告書	(様式 11 - ②)
緊急時記録	(様式 12)
医療的ケア巡回指導について	(様式 13)
医療的ケア実施状況記録	(様式 14)
医療的ケア内容の確認	(様式 15)
医療的ケア預かり児童在籍連絡票	(様式 16)
医療的ケアについての確認事項	(様式 17 - ①)
医療的ケアを実施するにあたっての確認事項	(様式 17 - ②)

令和 6 年 4 月

神戸市長 宛

※保護者→主治医→保護者→区役所→所(園)長・幼保事業課

医療的ケアに関する主治医の意見書(No.1)

【児童氏名】	生年月日:	年	月	日
【アレルギー】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	アレルギー:	症状:	注意事項:	
【診断名(基礎疾患名)】				
【経過及び現在の状況】 初診日: 年 月 日				
次回受診日: 年 月 日ごろ				
【治療方針・投薬内容】				
<input type="checkbox"/> 定期受診: 月・ 週 ごと				
<input type="checkbox"/> 手術予定(あり・なし) 年 月 ごろ				
<input type="checkbox"/> 服薬(あり・なし) 内容:				
【必要な医療的ケア】				
<input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻経管・胃ろう・腸ろう) <input type="checkbox"/> 吸引(口腔・鼻腔・気管カニューレ内)				
<input type="checkbox"/> 酸素療法(酸素カヌラ・酸素マスク) <input type="checkbox"/> 導尿(自己導尿・一部介助・全面介助)				
<input type="checkbox"/> その他:				
【集団保育(保育施設)の中で安全に生活することは可能か】				
<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 集団の中での生活は好ましくない				
判断の理由:				
【保育の制限】 ※年齢別の活動状況は(No.2)を参照してください。				
<input type="checkbox"/> 制限なし : 同年齢児童と同じ強度・速度の生活および運動が可能				
<input type="checkbox"/> 制限なし : 本児童のペースで、発達に応じた生活および運動が可能				
<input type="checkbox"/> 制限あり				
【保育上の支援】 ※発達や生活上の問題など				
保育上、特別な支援を <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 部分的に必要とする <input type="checkbox"/> 常に必要とする				
【保育上必要とする特別な支援の内容】				
【予測される緊急の場面と具体的な対応】				

★No.2(様式1-②)も記載してください

記入日: 年 月 日

※医療的ケアに関する主治医の意見書は、以下の場合に更新(新規作成)が必要です

- ・年度替わり
- ・病状の変化や医療的ケアの内容が変わったとき

医療機関名: _____

住 所: _____

電話 番号: _____

医師 氏名: _____

医療的ケアに関する主治医の意見書(No.2)

0・1・2歳児用 医療的ケアが必要な児童の保育のめやす

(□心臓疾患あり)

年 月 日

児童氏名: _____

★下記の内容は健常児の通常保育活動です。この中の活動可能な項目にチェックを入れてください。

		軽い運動	中等度の運動	強い運動	生活	保育時間
年齢別 活動内容・ 利用クラス	0歳児	<input type="checkbox"/> 砂あそび <input type="checkbox"/> 腕や足の曲げ伸ばしや開閉をする <input type="checkbox"/> ブランコに抱っこされてのる <input type="checkbox"/> すべり台(室内用)を大人にさせてもらう	<input type="checkbox"/> ゆさぶり(抱っこされて) <input type="checkbox"/> 手を握って引起す <input type="checkbox"/> 散歩(往復10分程度)	<input type="checkbox"/> 高い高い <input type="checkbox"/> 水あそび <input type="checkbox"/> 布に乗せてゆする <input type="checkbox"/> 激しく泣く <input type="checkbox"/> ボートこぎあそび	<input type="checkbox"/> 日光外気浴 <input type="checkbox"/> 沐浴 <input type="checkbox"/> 足浴 <input type="checkbox"/> 温水シャワー <input type="checkbox"/> 体を拭く <input type="checkbox"/> うす着	<input type="checkbox"/> 通常保育時間(1日8時間) <input type="checkbox"/> 保育時間制限必要あり
	1歳児	<input type="checkbox"/> 砂あそび <input type="checkbox"/> ブランコに抱っこされてのる <input type="checkbox"/> すべり台(室内用)をすべる	<input type="checkbox"/> 散歩(最高1km往復30分程度) <input type="checkbox"/> 階段の昇り降り(室内2往復程度) <input type="checkbox"/> コンビカー(四輪ミニカー)に乗る <input type="checkbox"/> 鉄棒のぶら下がり(支えられて)	<input type="checkbox"/> 走る <input type="checkbox"/> 階段の昇り降り(歩道橋等) <input type="checkbox"/> 水あそび <input type="checkbox"/> 坂登り	行事その他 <input type="checkbox"/> 散歩 徒歩 <input type="checkbox"/> 遠足 バス <input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> その他確認したい行事	所見 <input type="checkbox"/> 特になし
	2歳児	<input type="checkbox"/> 砂あそび <input type="checkbox"/> ブランコに押ししてもらってのる <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる <input type="checkbox"/> シャボン玉を吹く	<input type="checkbox"/> 散歩(最高2km往復40分程度) <input type="checkbox"/> 階段の昇り降り(歩道橋等) <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ <input type="checkbox"/> 体操 <input type="checkbox"/> 鉄棒のぶら下がり <input type="checkbox"/> 両足跳び(ジャンプ)	<input type="checkbox"/> 走る(鬼ごっこ 休憩しながら15分程度) <input type="checkbox"/> 水あそび <input type="checkbox"/> プールあそび(水の中15分程度) <input type="checkbox"/> 高い所からの飛び降り(60cmくらい) <input type="checkbox"/> リズムあそび	<input type="checkbox"/> 行事その他 <input type="checkbox"/> 散歩 徒歩 <input type="checkbox"/> 遠足 バス <input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> その他確認したい行事	

★該当する指導区分に○をつけてください。

指導区分	A	B	C	D	E
	在宅医療または入院が必要	基本的な生活は可能だが運動は不可	軽い運動には参加可能	中等度の運動まで参加可能	強い運動にも参加可能

※『軽い運動』・・・同年齢の平均乳幼児にとって、ほとんど息がはずまない程度の運動。

※『中等度の運動』・・・同年齢の平均乳幼児にとって、少し息がはずむが、苦しくはない程度の運動で、身体の強い接触を伴わないもの。

※『強い運動』・・・同年齢の平均乳幼児にとって、息がはずみ息苦しさを感ずるほどの運動。

★No.1(様式1-①)も記載してください

神戸市長 宛

※保護者→主治医→保護者→区役所→所(園)長・幼保事業課

医療的ケアに関する主治医の意見書(No.1)

【児童氏名】	生年月日:	年	月	日
【アレルギー】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	アレルギー:	症状:	注意事項:	
【診断名(基礎疾患名)】				
【経過及び現在の状況】 初診日: 年 月 日				
次回受診日: 年 月 日ごろ				
【治療方針・投薬内容】				
<input type="checkbox"/> 定期受診: 月・週ごと				
<input type="checkbox"/> 手術予定(あり・なし) 年 月 日ごろ				
<input type="checkbox"/> 服薬(あり・なし) 内容:				
【必要な医療的ケア】				
<input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻経管・胃ろう・腸ろう) <input type="checkbox"/> 吸引(口腔・鼻腔・気管カニューレ内)				
<input type="checkbox"/> 酸素療法(酸素カヌラ・酸素マスク) <input type="checkbox"/> 導尿(自己導尿・一部介助・全面介助)				
<input type="checkbox"/> その他:				
【集団保育(保育施設)の中で安全に生活することは可能か】				
<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 集団の中での生活は好ましくない				
判断の理由:				
【保育の制限】 ※年齢別の活動状況は(No.2)を参照してください。				
<input type="checkbox"/> 制限なし: 同年齢児童と同じ強度・速度の生活および運動が可能				
<input type="checkbox"/> 制限なし: 本児童のペースで、発達に応じた生活および運動が可能				
<input type="checkbox"/> 制限あり				
【保育上の支援】 ※発達や生活上の問題など				
保育上、特別な支援を <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 部分的に必要とする <input type="checkbox"/> 常に必要とする				
【保育上必要とする特別な支援の内容】				
【予測される緊急の場面と具体的な対応】				

★No.2(様式1-②)も記載してください

記入日: 年 月 日

※医療的ケアに関する主治医の意見書は、以下の場合に更新(新規作成)が必要です

- ・年度替わり
- ・病状の変化や医療的ケアの内容が変わったとき

医療機関名: _____

住 所: _____

電話 番号: _____

医師 氏名: _____

医療的ケアに関する主治医の意見書(No.2)

3・4・5歳児用 医療的ケアが必要な児童の保育のめやす

(□心臓疾患あり)

様式1-②

年 月 日

児童氏名: _____

★下記の内容は健常児の通常保育活動です。この中の活動可能な項目にチェックを入れてください。

年齢別活動内容・利用クラス	軽い運動	中等度の運動	強い運動	生活	保育時間
	3歳児	<input type="checkbox"/> 砂あそび <input type="checkbox"/> ブランコに自分でのる <input type="checkbox"/> すべり台をすべる <input type="checkbox"/> シャボン玉を吹く	<input type="checkbox"/> 散歩(最高3km往復50分程度) <input type="checkbox"/> 階段の昇り降り(歩道橋) <input type="checkbox"/> ブランコをこぐ <input type="checkbox"/> 鉄棒のぶらさがり <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ <input type="checkbox"/> マットあそび <input type="checkbox"/> 水あそび	<input type="checkbox"/> 走る(鬼ごっこ 休憩しながら20分程度) <input type="checkbox"/> 走る(長距離かけっこ300m) <input type="checkbox"/> 水あそび <input type="checkbox"/> プールあそび(水の中15分程度) <input type="checkbox"/> 高い所からの飛び降り(1mくらい) <input type="checkbox"/> リズム運動 <input type="checkbox"/> ボールあそび	<input type="checkbox"/> シャワー <input type="checkbox"/> 体を拭く(上半身裸) <input type="checkbox"/> 足浴 <input type="checkbox"/> 午睡準備(布団運び) <input type="checkbox"/> 裸足で活動 <input type="checkbox"/> うす着
4歳児	<input type="checkbox"/> 砂あそび <input type="checkbox"/> ブランコをこぐ <input type="checkbox"/> すべり台をすべる <input type="checkbox"/> シャボン玉を吹く	<input type="checkbox"/> 散歩(最高4km往復60分程度) <input type="checkbox"/> 階段の昇り降り(歩道橋) <input type="checkbox"/> 鉄棒の前まわり・足抜きまわり <input type="checkbox"/> マットあそび <input type="checkbox"/> 登り棒を補助されて登る <input type="checkbox"/> 水あそび <input type="checkbox"/> 風船をふくらます	<input type="checkbox"/> 走る(鬼ごっこ 休憩しながら30分程度) <input type="checkbox"/> 走る(長距離かけっこ300m) <input type="checkbox"/> プールあそび(水の中20分程度) <input type="checkbox"/> 跳び箱を助走して跳ぶ <input type="checkbox"/> ドッジボール □相撲 <input type="checkbox"/> サッカー □雲梯や登り棒であそぶ <input type="checkbox"/> 縄跳び □鉄棒の逆上がり <input type="checkbox"/> リズム運動 □鍵盤ハーモニカを吹く	行事その他 <input type="checkbox"/> 遠足 徒歩 <input type="checkbox"/> 遠足 バス・電車 <input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> 宿泊保育(5歳児) <input type="checkbox"/> その他確認したい行事 例)山登り、マラソン	所見 <input type="checkbox"/> 特になし
5歳児	<input type="checkbox"/> 砂あそび <input type="checkbox"/> ブランコをこぐ <input type="checkbox"/> すべり台をすべる <input type="checkbox"/> 竹馬のり <input type="checkbox"/> シャボン玉を吹く	<input type="checkbox"/> 散歩(最高5km往復1時間15分程度) <input type="checkbox"/> 鉄棒の前まわり <input type="checkbox"/> 物を運ぶ(給食・バケツの水) <input type="checkbox"/> 登り棒を自分で上まで登る <input type="checkbox"/> 太鼓橋を渡りきる <input type="checkbox"/> 水あそび <input type="checkbox"/> 風船をふくらます	<input type="checkbox"/> 走る(鬼ごっこ 休憩しながら40分程度) <input type="checkbox"/> 走る(長距離かけっこ500m) <input type="checkbox"/> プールあそび(水の中20~30分) <input type="checkbox"/> 跳び箱を助走して跳ぶ <input type="checkbox"/> 鉄棒の逆上がり □サッカー <input type="checkbox"/> ドッジボール □相撲 <input type="checkbox"/> 縄跳び □リズム運動 <input type="checkbox"/> 鍵盤ハーモニカを吹く		

★該当する指導区分に○をつけてください。

指導区分	A	B	C	D	E
		在宅医療または入院が必要	基本的な生活は可能だが運動は不可	軽い運動には参加可能	中等度の運動まで参加可能

※『軽い運動』・・・同年齢の平均乳幼児にとって、ほとんど息がはずまない程度の運動。

※『中等度の運動』・・・同年齢の平均乳幼児にとって、少し息がはずむが、苦しくはない程度の運動で、身体の強い接触を伴わないもの。

※『強い運動』・・・同年齢の平均乳幼児にとって、息がはずみ息苦しさを感ずるほどの運動。

★No.1(様式1-①)も記載してください

※保護者→区役所→所長・幼保事業課

医療的ケア依頼書

児童氏名	性別	年齢	生年月日
		歳	年 月 日
現住所			
電話番号			

○保育所に依頼する医療的ケアの内容(保護者記入)

※依頼する項目に✓をつけ、()内の該当する項目に○又は記入をしてください。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻経管栄養 ・ 胃ろう ・ 腸ろう)
<input type="checkbox"/> 吸引 (口 ・ 鼻 ・ 気管カニューレ内)
<input type="checkbox"/> 酸素療法 (酸素カヌラ ・ 酸素マスク)
<input type="checkbox"/> 導尿 (自己導尿 ・ 一部介助 ・ 全面介助)
<input type="checkbox"/> その他 () |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○予想される緊急時の対応(保護者記入)

※該当する項目に必要な事項を記入してください

依頼する医療的ケア	予想される緊急を要する状態	対応と緊急搬送先
経管栄養		
吸引		
酸素療法		
導尿		
その他		

神戸市長 様

上記の医療的ケアについて、保育所での実施を依頼します。

なお、受入れに向けた検討を行う際、関係機関で必要書類の複写等を行い情報共有が行われることに同意します。

記入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名: _____

※保護者→区役所→所(園)長・幼保事業課

医療的ケア依頼書

児童氏名	性別	年齢	生年月日
		歳	年 月 日
現住所			
電話番号			

○保育所に依頼する医療的ケアの内容(保護者記入)

※依頼する項目に✓をつけ、()内の該当する項目に○又は記入をしてください。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻経管栄養 ・ 胃ろう ・ 腸ろう)
<input type="checkbox"/> 吸引 (口 ・ 鼻 ・ 気管カニューレ内)
<input type="checkbox"/> 酸素療法 (酸素カヌラ ・ 酸素マスク)
<input type="checkbox"/> 導尿 (自己導尿 ・ 一部介助 ・ 全面介助)
<input type="checkbox"/> その他() |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○予想される緊急時の対応(保護者記入)

※該当する項目に必要な事項を記入してください

依頼する医療的ケア	予想される緊急を要する状態	対応・緊急搬送先
経管栄養		
吸引		
酸素療法		
導尿		
その他		

保育所(園)長 様

上記の医療的ケアについて、保育所での実施を依頼します。

なお、受入れに向けた検討を行う際、関係機関で必要書類の複写等を行い情報共有が行われることに同意します。

記入日: 年 月 日

保護者氏名: _____

年 月 日

〇〇 〇〇

保護者 様

〇〇保育所

所長〇〇〇〇

医療的ケア内諾書

保護者様からご依頼のありました医療的ケアについて、検討した結果、当保育所において実施可能であると判断しましたので、お知らせいたします。

これから入所にむけた準備を行っていきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

入所までに必要な準備はおおむね以下のような内容になります。

項目	主な内容
1. 同行受診 【フロー⑪】 ※保護者様から主治医へ連絡し、日程調整をお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・病状、緊急時の対応、集団生活における配慮事項等の確認を行います。 ・担当の看護師が主治医から必要な医療的ケア等の指示や手技等についての指導を受けます。 ・保護者様から主治医へ「医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書(様式4)」の作成依頼をお願いします。 ※(様式4)は、担当する看護師が同行受診時に持参します。 ※(様式4)の作成に係る文書料は、保護者様でお支払いいただきます。 ・主治医に今後の連携・協力についての依頼をします。
2. 保育所へ「医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書(様式4)」の提出 【フロー⑫】	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医が作成した「医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書(様式4)」は、保護者様から保育所に提出していただきます。 ・「医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書(様式4)」は、担当の看護師が医療的ケアを提供するための指示書です。 ・担当の看護師は、記載された指示の範囲内で医療的ケアを提供します。
3. 面談 【フロー⑩】 【フロー⑬】 その他必要時	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れに向けて具体的に打合せを行います。 ・保育態勢や安全な保育の提供に向けた支援の在り方、保護者様や関係機関との連携方法などを検討し、共通認識を図っていきます。 ・必要物品の確認も行います。 ・主治医からの指示の内容や研修内容に沿って、担当看護師が「医療的ケア計画」や「ケア手順」「緊急対応フロー」等を作成します。面談の際に内容について説明を受け、確認してください。保育所での対応可能な範囲についても確認します。 ・こどもの状況に応じて、集団生活に慣れ、安全に過ごすことができるようになるための計画を検討します。

〇〇保育所 所長様

医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書

保護者から依頼のあった医療的ケアについて、貴保育所において医療的ケアを実施するよう担当看護師に指示し、当該担当看護師が医療的ケアを実施することに同意します。

1. 児童が入所する保育所及び氏名・年齢

施設名			
児童氏名		生年月日	

2. 看護師に指示する事項

指示する事項	具体的な指示(時間・回数・量等)及び留意事項
<input type="checkbox"/> 経管栄養 経鼻経管・胃ろう・腸ろう	
<input type="checkbox"/> 吸引 口腔・鼻・気管カニューレ内	
<input type="checkbox"/> 酸素療法 酸素カヌラ・酸素マスク	
<input type="checkbox"/> 導尿 自己導尿 一部要介助・全面介助	
<input type="checkbox"/> その他	

3. 予測される緊急時の状態及び対応(緊急と判断する状態・対応・搬送先等)

--

4. 個別指導(個別指導実施 ケア内容に変更がないため、個別指導は必要なし)

氏名		氏名	
氏名		氏名	
研修日時		研修場所	
研修内容			

記入日: 年 月 日 医療機関名: _____

医師名: _____

〈主治医の方へ〉

※主治医から看護師へ当該医療的ケアの指導を行い、安全に実施可能と判断された場合に発行してください。

※指示事項の変更がある場合は、その都度指示書によりご指示ください。

(指示期間は最長6ヶ月)

※所長→保護者

年 月 日

〇〇〇〇

保護者 様

〇〇〇〇保育所

所長 〇〇 〇〇

医療的ケア実施決定通知書

保護者様から依頼された医療的ケアについて、下記のとおり実施することとしましたので通知いたします。

記

医療的ケアの種類	<input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻経管 ・ 胃ろう ・ 超ろう) <input type="checkbox"/> 吸引(口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管カニューレ内) <input type="checkbox"/> 酸素療法(酸素カヌラ ・ 酸素マスク) <input type="checkbox"/> 導尿(自己導尿 ・ 一部要介助 ・ 全面介助) <input type="checkbox"/> その他()
医療的ケアの実施方法と留意事項	
医療的ケアの実施者	

様式6

※保護者→所長

年 月 日

〇〇〇〇保育所
所長 様

児童氏名:

保護者氏名:

承諾書

医療的ケア実施決定通知書に基づいた医療的ケアの実施について、承諾いたします。

個別の指導計画

【○歳児】

作成日	年 月 日
施設名	
記入者氏名	

※状況が変わった場合は、随時加筆・修正する

児童氏名	年齢
発達の視点 ねらいと	
あそび	
かかわりを豊かにするために	
環境	
評価	

アセスメント票

作成日	年 月 日
施設名	
記入者氏名	

児童氏名		年齢	
必要な医療的ケア			

【児童の状態の把握】※状況が変わった場合は、随時加筆・修正する

基礎疾患・障害名			
項目	普段の状況	医療的ケアが必要な状態	緊急対応が必要な状態
呼吸			
摂食・嚥下			
排泄			
その他			
注意すること等			

医療的ケア計画

【○歳児】

作成日	年 月 日
施設名	
記入者氏名	

※状況が変わった場合は、随時加筆・修正する

児童氏名	年齢	
ケアの現状と目標	【現状】 【目標】	
ケアに関する情報		
問題点		解決策（計画）
評価		
保育目標		

医療的ケア日誌

※医療的ケア日誌は、その日の児童の様子や医療的ケアの実施状況を担当看護師が記載するものであり、保育所に保管する

児童氏名: _____ 医療的ケアの種類: _____

年 月 日()	所長		主任		担当看護師	
家庭での様子聞き取り内容	施設での様子			医療的ケアの状況		

年 月 日()	所長		主任		担当看護師	
家庭での様子聞き取り内容	施設での様子			医療的ケアの状況		

年 月 日()	所長		主任		担当看護師	
家庭での様子聞き取り内容	施設での様子			医療的ケアの状況		

※当事者→主任→保育所長→幼保事業課

医療的ケアに係るヒヤリハット報告書

提出日	年 月 日
施設名	
記入者氏名	

児童氏名		年齢		
発生日時	年 月 日	場所		
	時 分			
医療的ケアの内容	<input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻経管 ・ 胃ろう ・ 腸ろう) <input type="checkbox"/> 吸引(口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管カニューレ) <input type="checkbox"/> 酸素療法(酸素カヌラ ・ 酸素マスク) <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他()			
原因	<input type="checkbox"/> 勘違い	<input type="checkbox"/> マニュアル以外の行為	<input type="checkbox"/> 連絡ミス	<input type="checkbox"/> チームワーク
	<input type="checkbox"/> 確認もれ	<input type="checkbox"/> 忘れ	<input type="checkbox"/> 判断ミス	<input type="checkbox"/> 施設・設備
	<input type="checkbox"/> 観察不十分	<input type="checkbox"/> 知識不足	<input type="checkbox"/> 転記ミス	<input type="checkbox"/> 機器の整備不良
	<input type="checkbox"/> 聞き違い	<input type="checkbox"/> 技術不足	<input type="checkbox"/> 疲労・体調不良	<input type="checkbox"/> 他()
	<input type="checkbox"/> 思い込み	<input type="checkbox"/> 情報不足	<input type="checkbox"/> パニック・焦り	<input type="checkbox"/> 他()
ヒヤリ・ハットした内容・経緯				
防止策				

※当事者→主任→保育所長→幼保事業課

医療的ケアに係るアクシデント報告書

提出日	年 月 日
施設名	
記入者氏名	

児童氏名		年齢		
発生日時	年 月 日	場所		
	時 分			
医療的ケアの内容	<input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻経管 ・ 胃ろう ・ 腸ろう) <input type="checkbox"/> 吸引(口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管カニューレ) <input type="checkbox"/> 酸素療法(酸素カヌラ ・ 酸素マスク) <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他()			
原因	<input type="checkbox"/> 勘違い	<input type="checkbox"/> マニュアル以外の行為	<input type="checkbox"/> 連絡ミス	<input type="checkbox"/> チームワーク
	<input type="checkbox"/> 確認もれ	<input type="checkbox"/> 忘れ	<input type="checkbox"/> 判断ミス	<input type="checkbox"/> 施設・設備
	<input type="checkbox"/> 観察不十分	<input type="checkbox"/> 知識不足	<input type="checkbox"/> 転記ミス	<input type="checkbox"/> 機器の整備不良
	<input type="checkbox"/> 聞き違い	<input type="checkbox"/> 技術不足	<input type="checkbox"/> 疲労・体調不良	<input type="checkbox"/> 他()
	<input type="checkbox"/> 思い込み	<input type="checkbox"/> 情報不足	<input type="checkbox"/> パニック・焦り	<input type="checkbox"/> 他()
1. 発生時の状況と経過				
2. 実施した処置とその後の経過	病院受診: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 医師の診断書: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
3. 今後の対応と再発防止に向けた取り組み				
4. 保護者への説明	説明: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(面談 ・ 電話) ※説明内容を記載する			

緊急時記録

児童氏名			歳
1. 気づいた時間	年 月 日() 時 分		
2. 実施した処置	(:) (:)		
3. 保護者へ連絡した時間	年 月 日() 時 分 父親 ・ 母親 ・ その他()	連絡者	

4. 経過記録

時間	症状・処置	その他 備考	サイン
5. 搬送医療機関	医療機関名		医師名

○年○月○日

○○保育所長

○○様

こども家庭局幼保事業課

医療的ケア巡回・委員会への訪問について

医療的ケア巡回・委員会に下記の日程で訪問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 日時: 年 月 日()

午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

2. 内容: 医療的ケア対象児の状態把握

医療的ケアの実施状況確認(指示書、手順書、実施記録、実践場面など)

ケース検討

児童・保護者・職員の健康状況と課題について

3. 担当: 幼保事業課 保健医療指導担当 ○○ ○○

TEL 078-322-6919

* 医療的ケア実施状況記録(様式 14)を、巡回日の 2 週間前までに、幼保事業課までお送りください。

個人情報ですので、送付に際しては十分注意していただきますようお願いいたします。

* 巡回当日は医療的ケア実施に必要な書類をご用意ください。

医療的ケアに関する主治医の意見書(様式 1)

医療的ケア依頼書(様式 2)

医療的ケアに関する指示書兼個別指導修了書(様式 4)

個別指導計画(様式 7)

アセスメント票(様式 8)

医療的ケア計画(様式 9)

医療的ケア日誌(様式 10)

医療的ケア実施手順(医療的ケア児に合わせて個別に作成)

医療的ケア記録票(医療的ケア児に合わせて個別に作成)

緊急時対応フロー(医療的ケア児に合わせて個別に作成)

医療的ケアに係るヒヤリハット報告書(様式 11-1)

医療的ケアに係るアクシデント報告書(様式 11-2)

* 医療的ケア実施状況記録(様式 14)はコピーしてご使用ください。

医療的ケア実施状況記録

			施設長印	主任(幹)印	看護師印
施設名	児童氏名	男	生年月日	入所(園)月日	クラス年齢
		・ 女	・	・	歳児
医療的ケア 実施時間	: ~ :				
医療的ケア項目	医療的ケア実施内容	実施状況と課題			
受診医療機関名と 受診日	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 定期外	<input type="checkbox"/> 前回の受診から変更になったこと			
特記事項					
巡回で相談 したいこと など					

記入日: 年 月 日

医療的ケア内容の確認

児童氏名	性別	年齢	生年月日
	男・女	歳	年 月 日
現住所:		電話番号:	

医療的ケア	実施時間(いつ)	頻度(〇分毎など)	1回の所用時間	注意事項
<input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう				
<input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 口腔 <input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内				
<input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> 酸素カヌラ <input type="checkbox"/> 酸素マスク				
<input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 自己導尿 <input type="checkbox"/> 一部要介助 <input type="checkbox"/> 全面介助				
<input type="checkbox"/> その他				

行事等への参加方法

記入日: 年 月 日

神戸市こども家庭局幼保事業課
 保健医療指導担当課長 宛

年 月 日

年度 医療的ケア預かり児童在籍連絡票

保育所名: _____

保育所長名: _____

担当看護師名: _____

下記の医療的ケアを実施している児童が在籍しています。

クラス	性別	医療的ケアの内容	保護者の同意・具体的な対応
歳児 クラス		<input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう <input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 口腔 <input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内 <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> 酸素カヌラ <input type="checkbox"/> 酸素マスク <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> 自己導尿 <input type="checkbox"/> 一部要介助 <input type="checkbox"/> 全面介助 <input type="checkbox"/> その他	★消防署へ情報提供することについて保護者の同意(有・無)

毎年5月10日提出締切り

※年度途中で医療的ケア児童の在籍に変化が生じた場合は、速やかに事業課へ連絡してください。

保護者様

医療的ケアが必要なこどもの保護者さまへ

医療的ケアの必要なこどもの保育所入所にあたっては、集団保育(集団の中で安全に生活できること)が可能であることが要件となります。

実施する医療的ケアは、医師が必要と認め、医師による指示・指導の範囲内で行うとともに、児童の安全性を確保するため、施設側が医療的ケアの内容や程度等についてあらかじめ対応可能な範囲を定め、それにマッチする内容となっています。そのため医療的ケアの範囲や実施する時間、実施箇所は限定した内容となっておりますので、入所の申し込みにおいてはご注意ください。

○保育所で実施可能な医療的ケアは下記の内容です。

- ア. 経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- イ. 吸引(口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- ウ. 酸素療法(酸素カヌラ、酸素マスク) ※人工呼吸器を使用中のこどもは対象外です。
- エ. 導尿

○医療的ケアは、施設に配置された看護師が主治医の指導を受け、安全性が確認できた場合に実施します。保育士等の職員も保育中の児童の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助などを、看護師と協力しながら進めていきます。

○医療的ケアの実施は、児童の健康管理にとって極めて大切なものであるため、保護者の皆様にも下記の事項をご確認いただいた上で、ご協力をお願いいたします。

1. 医療的ケアは、看護師が行います。
2. 医療的ケアの実施には主治医の意見書及び指示書が必要です。
3. 配置されている看護師は、施設全体の看護師業務も行うため、常時児童のケアにかかることはできません。
4. 医療的ケアを実施できるのは、平日(月～金)の午前9時～午後5時までです。
5. 医療的ケアを行う看護師が不在の場合は、ご協力をお願いいたします。
6. 登所の際には児童の体調を把握し、日々施設の職員と連絡を取れるようにしてください。体調が悪いと判断されたときは無理をせず、ご連絡ください。
7. 緊急時を含め、施設からご連絡をする場合があるため、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
8. 医療的ケアの実施に伴う緊急時の対応について、主治医への協力依頼など連携を図ってください。
9. 感染症等の流行があった際にはお知らせいたしますので、主治医への相談など必要な対応をとってください。
10. 医療的ケアに必要な医療器材や消耗品は、ご家庭でご用意の上ご持参いただきます。
11. 必要に応じて病院受診に同行させていただくことがありますのでご協力ください。
12. 医療的ケアの実施内容等に変更がある場合は、速やかに主治医の意見書及び指示書を再提出していただきます。
13. 施設の状況により、その他、ご協力いただくことがあります。よろしくをお願いいたします。

保護者様

医療的ケアを実施するにあたっての確認事項

保育所では、医師が必要と認め、医師による指示・指導の範囲内で医療的ケアを行います。実施する医療的ケアは、児童の安全性を確保するため、施設側が医療的ケアの内容や程度等についてあらかじめ対応可能な範囲を定め、それにマッチする内容となっています。そのため医療的ケアの範囲や実施する時間、実施箇所は限定した内容となっており、以下の医療的ケアの内容を中心として実施します。

- ア. 経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- イ. 吸引(口腔、鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- ウ. 酸素療法(酸素カヌラ、酸素マスク) ※人工呼吸器を使用中のこどもは対象外です。
- エ. 導尿

医療的ケアは、施設に配置された看護師が主治医の指導を受け、安全性が確認できた場合に実施します。保育士等の職員も保育中の児童の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助などを、看護師と協力しながら進めていきます。

医療的ケアの実施は、児童の健康管理にとって極めて大切なものであるため、保護者の皆様にも下記の事項をご確認いただいた上で、ご協力をお願いいたします。

1. 医療的ケアは、看護師が行います。
2. 医療的ケアの実施には主治医の意見書及び指示書が必要です。
3. 配置されている看護師は、施設全体の看護師業務も行うため、常時児童のケアにかかることはできません。
4. 医療的ケアを実施できるのは、平日(月～金)の午前9時～午後5時までです。
5. 医療的ケアを行う看護師が不在の場合は、ご協力をお願いいたします。
6. 登所の際には児童の体調を把握し、日々施設の職員と連絡を取れるようにしてください。体調が悪いと判断されたときは無理をせず、ご連絡ください。
7. 緊急時を含め、施設からご連絡をする場合があるため、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
8. 医療的ケアの実施に伴う緊急時の対応について、主治医への協力依頼など連携を図ってください。
9. 感染症等の流行があった際にはお知らせいたしますので、主治医への相談など必要な対応をとってください。
10. 医療的ケアに必要な医療器材や消耗品は、ご家庭でご用意の上ご持参ください。
11. 必要に応じて病院受診に同行させていただくことがありますのでご協力ください。
12. 医療的ケアの実施内容等に変更がある場合は、速やかに主治医の意見書及び指示書を再提出してください。
13. 施設の状況により、その他、ご協力いただくことがあります。よろしくお願いいたします。

神戸市こども家庭局 幼保事業課